

第十九回国会 参議院 厚生委員会 會議録 第三十四号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)午後一時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君  
理事 大谷 肇潤君  
常岡 一郎君  
竹中 勝男君

委員

榊原 亨君  
高野 一夫君  
谷口 弥三郎君  
西岡 ハル君  
横山 フク君  
廣瀬 久忠君  
安部 キミ子君  
藤原 道子君  
堂森 芳夫君  
有馬 英二君  
青柳 一郎君

衆議院議員

政府委員

厚生省医務局長 曾田 長宗君  
厚生省保険局長 久下 勝次君  
事務局側 常任委員 草間 弘司君  
会専門員 房人事課長 畠中 順一君

説明員

厚生大臣官房人事課長 畠中 順一君

本日の會議に付した事件

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○厚生年金保険及び船員保険交渉法案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○医師法、齒科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(苦米地義三君外三十九名発議)

○社会保障制度に関する調査の件(厚生省の定員に関する件)

○適合委員会開会の件

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

先ず船員保険法の一部を改正する法律案、及び厚生年金保険及び船員保険交渉法案を議題といたします。

最初に衆議院の修正点について衆議院の青柳一郎議員から御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今議題といたされた同法案につきまして衆議院におきます修正部分につきまして御説明を申し上げます。

この修正は共に先般厚生年金保険法におきまして修正いたしました点を御説明申し上げましたが、いずれも同趣旨のものでございます。

先ず船員保険法の一部を改正する法律案に対する衆議院におきます修正案の趣旨を御説明申し上げます。

先ず第一点といたしまして、新たに第二十三条の三の改正規定を設けましたことは、遺族年金を受けます遺族の範囲のうち、子又は孫について不具

發疾で労働能力がない者のほかに、十六才以上の者は遺族年金を支給しないこととなつておりましたのを、十八

才未満まではこれを支給することとした点でございます。

第二の点は、第二十三条の六第一項、この規定は寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受けます遺族の範囲に關する規定であります。

現行法は十六才未満の子供のある寡婦に、寡婦年金を支給することにしておりまして、これを十八才未満の子供があるのを、これを十八才未満の子供があれば支給することとしたし、又遺児年金を受ける子につきまして、現行の十六才未満といふものを、現行の十八才未満であれば、この遺児年金を支給することとしたのであります。

次に第三点は、第三十五条の改正規定は老齡年金の額を規定するものであります。

老齡年金の額を構成する定額部分につきまして厚生年金におきまして同じように、原案の一萬八千円を二萬四千円と年に六千円増額したのであります。

第四点は、第三十六条の改正規定におきまして、老齡年金の扶養加算の対象となりますものの範囲を定めておるのでありまして、その対象となります子につきまして、原案では十六才未満となつておりましたものを、十八才未満にいたしましたのでござい

ます。

次に第五点といたしましては、第四十一条の二第一項の改正規定でございますが、これは障害年金の扶養加算に關するものでござい

ます。現行法律におきましては、十六才未満の子に加給

しておりましたのを改めまして、十八才未満まで加給することとしたのでござい

ます。

第六の点は、第五十条の四の改正規定でございますが、これは遺族年金の失権、権利を失う事由を規定したものであります。

子又は孫につきまして十六才に達すれば権利を失うこととなつておりましたものを、十八才に達するまで権利を失わないこととしたのであります。

次に、第七点は附則第八條第一項但書及び五項でございますが、これはすでに発生しております養老年金の額を、改正後の第三十五条の規定によつて計算し直すことになつておりました。

その計算をし直しました額が従前の額より低い額の場合は、従前の年金額を支給いたし、又従前の養老年金を受けます者が被保険者となつてその資格を喪失して、又その後資格を得た場合に支給する老齡年金についても、低い額の場合は同様の措置を講じたものであります。

この修正案によりまして老齡年金の定額部分が二萬四千円に増額されま

す。従前の養老年金は最高二萬四千円であつたのであります。

これは現在の規定の附則の第四項に定めるところであります。

最高二萬四千円であつたのであります。

二萬四千円であつたのであります。

二萬四千円であつたのであります。

二萬四千円であつたのであります。

二萬四千円であつたのであります。

二萬四千円であつたのであります。

二萬四千円であつたのであります。

二萬四千円であつたのであります。

第八点、附則第十八条を加えます修正は、遺族年金を受けます子又は孫或いは遺族年金の扶養加算の対象となります子又は孫の範囲などにつき

まして、現行十六才未満を十八才未満に改めましてに伴ひまして所要の経過措置を講じたものでござい

ます。

以上船員保険法の一部を改正する法律案に対する衆議院におきます修正案につきまして御説明申し上げたのでござい

ます。

次に、厚生年金保険及び船員保険交渉法案に対する衆議院におきます修正案の趣旨を御説明申し上げます。

第一点といたしましては、先ず第十二条第一項第二号中一萬八千円とありま

すものを先ほど来申し上げましたように二萬四千円に改める点でござい

ます。

第十二条は御案内のように厚生年金保険の被保険者であつたものでありまして、その後船員保険の被保険者となつたものに対して船員保険法によつて支給する老齡年金の額を規定しておるのでござい

ますが、先ほど御説明申し上げましたように、船員保険法の一部を改正する法律案の第三十五条の改正規定のうちの一萬八千円を二萬四千円に改めま

すので、これに伴つて修正しようとするものでござい

ます。

給する遺族年金の額の特例を規定して  
おるのでございますが、先般御説明申  
上げましたように、厚生年金保険法案  
第三十四条中一万八千円とありますの  
を二万四千円に改めますので、これに  
伴いまして修正しようとするものでご  
ざいます。

以上御説明申し上げます。

○委員長(上條愛一君) 只今の衆議院  
の修正点に対する御説明に対して御質  
疑を願います。

○谷口弥三郎君 ちよつとお伺いいた  
したいと思いますが、前回御説明を頂  
きました厚生年金を一万八千円を二万  
四千円に上げますという、三億ほど  
かかるというお話でございましたが、  
船員保険並びに交渉法案でのやつを加  
えますという、どのくらい増額にな  
るのでございますか。

○衆議院議員(青柳一郎君) お答え申  
上げます。

只今議題となつております両法案  
におきまして、年金額を増加するため  
に必要となります増額される金額は、  
約三百万円と承知しております。これ  
は予備費が一億三千万円ほどござい  
ますので、それを以て賄い得ると存じ  
ております。

○廣瀬久忠君 只今の三百万円とい  
うのは、船員法ですね。そこでこの間有  
馬委員からお尋ねがあつてお答えがあ  
つたようでしたが、両方とも、厚生年金  
のほうも、船員保険のほうも、共に一  
応予備金を以て充てますと、こういう  
わけでした。そこで、何でもか、将来  
五十年くらいの間はそのまま予備金と  
いうわけにも行きますまいが、どんな  
工合に保険料率が上がる見込みなんぞ  
でしょうか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 本年より  
この改正を行ひまして、五十年間は政  
府原案の通りの料率で以て行こうと存  
じております。その後に至りまして若  
千上ることがございしますが、五十年間  
は政府原案の通り行くことになつてお  
ります。

○榊原孝君 今の保険料率の変更であ  
りますが、頂きました資料によりまし  
て、昭和四十四年以降におきまして  
は、大体今三のものが六・一という指  
数になるようでありますが、そういう  
ことでもまあ世界的に見まして余り高  
くはないのでございまいしょうか、その  
点を一つ……。

○衆議院議員(青柳一郎君) 世界的に  
も別に高いことではないのでござい  
ます。なお、出発当時におきましては、  
厚生年金などにおきまして千分の百以  
上の保険料率を取つたこともございま  
すので、この程度の負担はできると存  
じております。

○委員長(上條愛一君) それでは衆議  
院修正点に対する質疑はこの程度にい  
たして差支えございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと  
認めます。

○委員長(上條愛一君) 次に厚生年金  
保険法案を加えて三案を一括議題とい  
たします。政府に対する御質疑を願  
います。

○竹中勝男君 附則の十八条にありま  
す障害年金の等級の内容についてです  
が、今度の改正案によりまして、従来二  
級のもの三級に下目になつておりま  
すが、その点についてはどういふよう  
に、もう一度御説明願ひたいのです

が、私の点がはつきりしませんので  
すが……もう少し質問いたします  
が、具体的に言いますと、障害年金の  
受領者が死亡した場合に一級と二級  
は、その遺族は遺族年金が給付されま  
すが、三級には給付されないというこ  
とになつておりますが、そうすると、  
これがレベル・ダウンになるのです  
が、もう少しその点はつきり、もう一  
つそこがわからないんですが……。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答  
えいたします。先ず障害の程度  
を三級に分けました趣旨につきまして  
御説明申し上げます。現行の療疾とい  
うのは、実は必ずしも合理的でないとい  
うことでいろいろ批評がありましてわ  
けでございまして、今回改正案を作  
るに当りましては各種の他の制度を参  
考にいたしました。区分をいたしたつ  
もりでございまして、特に労働基準法  
の補償保険法は御案内のように非常に  
細かい区分をしておりまして、厚生年  
金の場合には、それほど細かい区分も  
必要でないであろうというふうな考  
え方を考へたのであります。区分の比較  
から申しますと、労働者災害補償保  
険の一級及び二級をこの法案の一級に  
該当するものといたしました。三級乃  
至五級をこの療疾表の二級に該当する  
ものと、それ以下のものを三級にす  
るといふような区分にいたしましたわ  
けでございまして、上つたり下つたりし  
ておりますことは、確かにお話の通り  
でありますけれども、そういうふうな  
全体の労働能力喪失の程度というこ  
とを、それらの具体的な事例につきま  
して比較検討をいたしました区分をい  
たしました関係上、こういうことに相

成りましたわけでございます。随分専  
門家の意見も聞き、検討に検討を重ね  
ました結果でございます。  
それから遺族年金の問題でございま  
するが、従前現行法によりまして、二  
級該当者は遺族年金は出ておりませ  
ん。一級の療疾程度に該当する者が年  
金を受けておりました場合のみが対象  
になつておりますので、その点におけ  
るレベル・ダウンはないのでございま  
す。

○竹中勝男君 この他の船員保険との  
調整は今例として出しておるわけすけ  
れども、共済組合の各種年金の中の障  
害年金のほうも老齢よりも低いとい  
うことはないのですが、これによると老  
齢年金よりも低くなる結果が出て来な  
いでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) 実はこの問  
題は比較が非常に困難でございまし  
て、同一人につきまして両方の権利が  
発生いたしました場合には、それでも  
御承知のように、老齢年金、障害年金  
共に平均標準報酬程度をとつておりま  
すので、給与がだん／＼上つて行きま  
す場合には、老齢年金の低いことはご  
ざいせん。給与が逆に年数を経るに  
従つて下る場合があるといはします  
ば、そのものにつきましては老齢年金  
のほうが高くなるということになりま  
して、勿論同一人が障害年金と老齢年金  
の両方の権利を取得いたしました場合  
には調整規定がございまして、高いほう  
を支給するということになつておりま  
す。従いまして同一人に関する限り  
におきましては、老齢年金が低くなつ  
ても高いほうの障害年金を払うというこ  
とになります。

それから人の違います場合には、結  
局平均の報酬の違いによつてそれ／＼  
違いがあるもので、報酬の同じも  
のにつきましては差はないわけでご  
ざいます。

○竹中勝男君 もう少しこれを調べた  
いのでございまして、実は身体障害の  
ほうの関係の方から、どうしてもこ  
れがレベル・ダウンになる虞れがある  
ということを疑義を大變持つておられ  
ますので、私の点がちよつとはつき  
りしませんので、それから、何遍調べて  
もわからないのですから、もう少し調  
べまして又後ほど、後の機会に御質問  
したいと思ひます。

○豊森芳夫君 保険局長にお尋ねしま  
すが、この厚生年金保険法が最初で  
ございましたのは昭和十七年でござい  
ますが、そうしましてこの間の保険局長の  
説明によりまして、インフレによる影  
響が重大であるから、この法律を改正  
する最も大きな理由である、こういう  
ような説明をなすつたと思うのです  
が、ところが一昨年の暮からの厚生年  
金保険法を改正する準備をしておられ  
て、漸く今ごろ国会に提出して来た  
という理由は、主にどういふところにそ  
ういふ原因があつたのでございま  
すか。

○政府委員(久下勝次君) 私どもが本  
法案の法律の改正に具体的に着手いた  
しましたのは、一昨年の春頃からで  
ございまして、もつと前からいろいろ検討  
はしておりましたけれども、正式な意  
味におきまして本格的に着手をいたし  
ましたのは一昨年の春頃からでありま  
したので、漸く秋に一応の試案を得まし  
たので、成案というほどでもございま  
せんが、とにかく試案という名目にいた



でございます。この予備費を給付費のほうに組替えをしなくても使えることによりまして、衆議院修正案の程度でございましたならば、すでに成立いたしました予算で執行ができる、こういう予定を立てておるのでございます。

これに對しまして定額部分を三万六千円にいたしました場合には、これは多少少い／＼条件が違ひますので、それだけでお答えをするのは必ずしも的確ではないのでございます。一応細かい点は条件を省いて三万六千円にして申し上げますと、成立予算で給付費総額は昭和二十九年に五十七億四千万円、細かいところは省略いたします。五十七億四千万円の予定をいたしておりますものが、定額部分を三万六千円に上げますと、七十八億九千五百万円に相成るわけでございます。そうなりますと二十一億ほどの給付費が増すということになります。予備費を充當いたしましても予算の執行はできないであらうと予想されるわけでございます。

○堂森芳夫君　そうしますと、政府原案では約五十八億でございますね、そうしますと更に政府原案……まあ修正されたのだから返返しになります、政府が基本年金額を一万八千円にきめた根拠はどこにあるのでございませうか。

○政府委員（久下勝次君）　定額部分を一万八千円にきめた理由は、いろいろな面から実は検討いたしましたのでございませう。又これは併し結論的に申し上げますと、一万八千円に絶対なければならぬという理論もあるわけではございません。問題は私どもは先ほど申し上げましたような改正案の審議の

経過におきまして、一方におきましては保険料の負担を増さないようにという要望が非常に強くございました。一方におきまして給付の額はできるだけ高くして欲しいという簡単に申し上げますと、そういう相反する主張が終始強く叫ばれておたつたわけでございます。

この辺の間の調整をとるといふのが一万八千円程度にきめたゆえんでございませう。なお又、当初一昨年の試案を作りましてときには、定額部分を月額一千円で年額一万二千元という案を出してみまして、その代り報酬比例の部分を千分の五を千分の十、百分の一度にするというような案を作つておたつたのでございませう。これにはいろいろ定額制論という御承知のような議論もございまして、できるだけ定額に重きを置くほうが理論的にも正しいと思ひまして、その意味から定額を一千五百円に上げる、報酬比例を半分以下に下げるといふような措置をとりましたわけでございます。結局この程度でございませうれば、将来保険料率を引上げるにいたしまして、確実な条件をとつて見まして千分の三十で出発する保険料率が千分の四十五、六程度で最終的に収まる。そうするとその程度の負担増であれば、折半負担でありますれば、決して無理でもないであらうというふうなところに見当をつかしまして、千五百円にいたしたわけでありませう。月額千五百円というのをとつて見ますと、世帯をかまえていない六十才の男子に出す生活保護法の生活扶助費、二級地に対する人と大体同程度の支給になります。その辺にも説明がつくというふうなことから、いろいろな条

件を加味いたしまして一万八千円にいたした次第であります。

○高野一夫君　この間これは久下さんの御説明だつたと思うのですが、五十年後の受給者の総数、その内訳老齢、遺族、障害の年金受給者の人数の説明を伺つたのですが、五十年後までこの法律が存続するとも考えられないし、又我々生きてゐるわけでもないから、これはわからんし、いろいろ世の中の状態も變つて来るわけでしょうが、取りあへず五十年後と十年後における受給の総数、その二つの内訳と、それに該当する金額、それを政府案による場合と衆議院の修正案による場合との推定数字がありませんか。なければ三年後、七年後でいいですから……、大体五年後、十年後くらいのところまで二通りに分けて……。

○政府委員（久下勝次君）　お答えを申し上げますが、先ず原案によりまして五十年、十年後の給付人員と給付額の推算を申上げて見ますと、昭和二十九年でございませうから、五年後と申しますと昭和三十四年に申上げますが、昭和三十四年は老齢年金受給者が八万六千人、それから障害年金受給者が十八万五千人、遺族年金受給者が十三万六千人、合計四十万七千人でございませう。これに對しまして十年後の三十九年を申上げますと、老齢年金受給者は二十四万一千人、障害年金受給者は二十七万八千人、遺族年金受給者は十九万六千人、合計七十二万五千人と予定をいたしております。これに對しまして給付額を申上げますと、老齢年金受給額は先ほど申上げました三十四年の八万六千人が受けます年金総額は二十七億九千万円、それから障害年金の

額は四十一億二千九百万円、遺族年金の額は二十九億九千四百百万円でありまして合計九十八億二千二百百万円の年金支給額になり、昭和三十九年におきましては老齢年金の総額が七十四億六千七百百万円になります。障害年金の総額が六十三億八千八百百万円、遺族年金の総額は四十億九千万円、合計百七十九億四千五百百万円これが政府原案によります給付額の見込みでございませう。それから衆議院修正によりまして分につきましては大変恐縮なものでございませうが、また各年度別の給付額の内訳まではわかつておりませんので保険給付総額だけで計算をいたしておりますが、昭和三十四年度給付総額が百四十八億四千万円、昭和三十九年度の給付総額が二百五十八億四千万と予定いたしております。なお、申し落しましたのが、先ほど政府原案によりまして人員及び金額を申上げたのであります、その際には脱退手当金及び障害手当金、この一時金の分だけ給付額から除いてございませうから附加して申上げまして頂きます。昭和三十四年度の脱退手当金受給者数は二十五万四千四百人、障害手当金は一十人程度と予定いたしております。合計して二十五万五千五百人でございますが、昭和三十九年になりますと大して差がございませう。脱退手当金が二十五万八千人、障害手当金が同じく一十人、変わりございませうで二十五万九千九百の一時金の受給者がございまして、この一時金に相当いたします給付額は三十四年度におきまして合計だけ申上げますが、三十一億七千六百百万円、三十九年度におきましては四十億五千万円、総額で比較いたして頂

きますためには、以上申上げました一時金と先ほど申上げました年金総額を加えて衆議院修正案で申上げました数字で御比較をお願いしたいと思います。

○堂森芳夫君　久下局長にもう一度戻つてお尋ねいたしますが、そうしますと五人未満の事業所で強制加入して参るという見通しは、いつ頃になつてそういうことがなし得るだらうとか、或いはそういう準備ができるだらうとか、いろいろなそういう見通しを持つておられると思うのですが、その点一つ承つておきたいと思ひます。

○政府委員（久下勝次君）　只今の段階におきましてできるだけ早くという以上に的確な約束を申上げる自信もございませう。ともかくも私どもは昭和二十九年に入りまして、本年度の仕事の重要な項目の一つとして、実態調査をやるといふことは、是非やりたいと思つております。ただこれは恐らく他の仕事をやりつつあるものに命ずるわけでありませうから、全部に亘つての精細な調査は不可能であり、いわゆる抽出調査のようなことにならうと思ひますので、そういうものによりまして大体の見通しが立ちますれば、できるだけ早くやりたいと思つております。その程度で御了承頂きたいと思つております。

○堂森芳夫君　どうもそれがはつきりしないのですがね。ごまかしです、それはね。いつになるかわからんとか……、もう少し親切にどういう準備をしてどうだということをもう少し、余りおかしいと思ふのですがね、もう一遍……。

○政府委員（久下勝次君）　先ほど申上げたような事由がございませうので……。実は調査をした結果、調査さ



保険局の關係でやることだけを申し上げておきます。この点は先ほど堂森先生にお答えしましたが、衆議院のほうには、附帯決議の中にも、政府は次回の改正期までの間に可及的速かに適用範囲を従業員五人未満まで拡大するという強い決議が付けられておりますし、私も重大な責任を感じておるわけでありまして、只今の段階では、はつきりしたことは申し上げられませんが、恐縮でございますが、先ほど申し上げたように、十分誠意を以てやるつもりでありますから、御了承願いたいと思ひます。

○竹中勝男君 今の局長のお答えで大変より積極的におやりになるという御意思を持つておられるということはおかるわけですが、これは健康保険の雇員の場合すら、わずか五十万くらいの人員です。而もあれは相当調査に努力、経費も要したことであります。百三十万の非常に分散した零細な事業所を調査し、それから百三十万人の新らしい被保険者を決定するわけですから、これはちよつとやそつとの準備では間に合いません。私は思ふのです。又現在七百六十万くらいの被保険者に対して更に三百万以上の被保険者を加えるということですが、この点については何かこの委員会でも、これは質問の段階ですから、協議のときに……もつと積極的にこれはやはり準備しなければ、幾ら言つて見ても実現する可能性がないと思ふのですが、これに關連して更に支給の額を少くとも報酬の四〇％というところを見当てに老齡年金を作るといふことが、厚生年金の將來の国民年金保険を作る上の一つの目標ではないかと思ふのですが、それに

ついては三万六千円は財政的に可能かどうかといふと、私は可能だと思ふのですが、現在の保険経済の現状から可能だと思ふのですが、こういう点については保険局のほうではどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(久下勝次君) 保険の給付額につきましては定額分は三万六千円、月額三千円にするという問題は、私どもとしてはまだ検討の段階でありまして、申しますのは、報酬比例をそれに加味いたしますと、最低のもので月額三千三百円、その他に勿論加給年金がつきますので、通常の場合には最低の給付を受けておられますものは、自分が働いておるときにとつた給与よりも年金のほうがよくなるという結果になるわけでありまして、これは結局は現在まだ今日の日本の賃金の状況が非常に低額のものから高額のものと幅が広い現状でございます。よかましく言われております最低賃金制度でもできまして、当然お話のような点を考える必要があるかと思ひますが、現在のようになまだ月額三千円程度の標準報酬に近く割付けられる被保険者が二十数万におられるという事情では、そこまで一足飛びに参りますには、他の諸制度を考えなければ無理ではないかといふふうに考えております。

○竹中勝男君 今のに關連したことで、そちらと現在の何パーセントくらいに支給額がなりますか、平均すると賃金の……。

○政府委員(久下勝次君) 先ず政府の原案の数字で申上げることにはいたしますが、二十年満期の老齡、二十年でもらう老齡年金の最低の資格期間でございますが、その場合には所得平均標準報酬月額三千円の人に対してはパーセントイジで行きますと、六〇％、六割相当額が年金として支給されます。これに對しまして最高の一萬八千円の標準報酬の人は一八・三％、一割八分三厘でございます。この比率は被保険者が、期間が長くなるに従ひまして数字が變つて参ります。恐らく一番長いと予想されます三十五年をとつてみますと、最低平均標準報酬三千円、實際はこんなものはないと思ひますが、一応数字を申上げますと、三千円であつたといふと、六七・五％、本人の取つておられます給与額の六割七分五厘を年金として支給するのであります。一萬八千円の者に対しては、二割五分八厘の相当額の年金ということになります。こういうことでござい

ます。これが衆議院の修正によりまして数字を同じ場合にとつて申上げますと、非常によくなりまして、三千円の最低の平均標準報酬の人は、二十年の場合に年金支給額は七割六分六厘でございます。最高の一萬八千円の平均標準報酬の人は二割一分一厘、三十五年の平均標準報酬の人は八割四分一厘、一萬八千円の最高額の標準報酬の人が二割八分六厘、こういう結果になるわけでございます。要するにこれは年金額表としてお手許に御配付申上げることになりますけれども、低額所得者に非常に有利になつておるわけでございます。

○竹中勝男君 非常にこれは月額三千円の賃金の者が、三十年も働くといふようなことは割合架空的なことですが、けれども、一体こういう日本の賃金の体系のうちに、最低賃金が法律で内容

が……。低賃金の上に二割程度の養老年金といふものは實質上は生活の保障といふようなものに當らないと私は考へるのですが、そういう意味から言つても、やはり三割程度というものには引上げる必要があると思ふのですが、そういう意味で定額三万六千円というやうな数字で、もう少し我々は委員会として、或いは保険局として引上げるということについてのやはり資料を整備しておいて頂きたいと思ふのです。計数的にはやはり我々は根拠を持つた数字をつかみたいと思ふのです。

それから積立金の運用の点について、三十五億といふ数字がまあ毎年十億ずつ上るといふやうな見通しで、来年は四十五億といふやうな御説明ですが、けれども、これも私もはもとと飛躍的に増額する数理的な根拠も不可能じゃないと私は考へるのですが、そういう点も御研究願ひたいと思ひます。一応私希望だけを述べて質問を終りたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 只今のは御希望でございますから、お答えする必要がないかと思ひますが、ただ念のためちよつと申上げさせていただきますと思ひます。それは、私も一応の数字はできるだけ準備をいたしております。ただ、三万六千円にします場合とか、二万四千円にいたします場合とか、これを長い將來に亘りまして正式な数理計算をいたしますと、非常に時間がかかります。先ほど衆議院修正に基きまして内訳の御説明が申上げられなかつたのも、時間的な關係でございます。大要恐縮なものでございまして、そういう意味合におきまして、差当り来年度の予算はどうかといふ

ような程度のことでありましたら、すぐにも計算をいたしますが、できておりますが、將來長きに亘りまして詳細な確かな数字をいふことでございしますと、ちよつと時間の關係で正式な計算は、どうしても本式に私どもの係官が総動員でかかりまして三月くらいかかりまして、その辺は了御承を賜りたいと思ひます。

○高野一夫君 さつき私お尋ねしたことに關連して来るわけですが、二十九年度に政府原案によると五十七億、五年後には九十八億、十年後には又それの大抵三倍要するといふことでさつき人数を聞いたわけですが、五年後には四十七万七千人とか十年後には七十一万五千人といふのはどういふふうな算定されたのか。人口増加の比率なんかということは勘案されたのですか。例えば農林水産業とか、鉱工業とか、或いは商業、運輸交通業、その他一切のサービス業、そういう産業の各部門に對する男女の就業比率といふのがあるはずなんです、それもやはり年々推移していると思ふのですが、その推移している状況を、何らか適當なフアクターで考へになつたかどうか。それとも最近の新らしいフアクターで、この五人以上なら五人以上の事業所に就業している男女のいろいろの比率をお考へになつたかどうか、それをちよつと伺つておきたい。

○政府委員(久下勝次君) お手許にすでにお配り申上げてあるかと存じますが、厚生年金保険法案による保険料率の見直しという資料を差上げてございしますが、先ほど申上げまして年金給付の予定数を出しましたのは、この基礎数字から出ておるのでございま

す。精細な御質問でございますれば、教理課長が来ておりますので、詳しく申上げますが、大体のことを申上げますと、この保険料率の見直し、厚生省という資料のあとに男子及び女子、坑内夫を分けました脱退残存表というのがございます。これは現在の被保険者十万人になつておりますのが将来長い期間に亘りましてどういう原因で被保険者であることを離れて行くであろう、脱退して行くであろう、何人残つて行くであろうというふうなことで四十年間に亘る資料を作つてあるわけでございます。これによりまして年金の給付は何年度は何人になるとぞつと積算をしたものを申上げたのでございます。これは人口動態の推移は考へておりません。すべて現在総数を計算をいたします場合には、日本の総人口は現状と変わらない、従いまして被保険者数も一応変わらないものとしてこの計算をいたしておるわけでございます。そういうふうな条件が變つて参りますれば、当然数字といたしましては基本的にやり直して行かなければならないものでございます。そのために本法案にも八十一條に少くとも五年毎に再計算をするという規定を設けましたゆゑでございます。一応將來の見通しを立てましたのは、こうした脱退残存表という過去の統計資料に基づきまして、更に最近の統計資料をできるだけ考慮して修正をいたしましたものによつて計算をしておるわけでございます。

○高野一夫君 それじやもう一つ先へ伺いますが、そうすると人口が相変らず年々増加する。而もだん／＼寿命が長くなつて老人が殖えて行く、又生産

人口も殖えて行く、又産業の状況は年々推移して變つて行くということを勘案いたしますと、先ほどあなたのほうからお示しになつたこの数字は相當狂つて来る、こう考へていいですね。そうすると例へばこの四十万七千人、七十一万五千人とか、更に九十八億とか百七十九億というふうな金額についても相當の狂いが出て来るというふうな考へてこの数字を見なければいけませんか。

○政府委員(久下勝次君) 多少条件を

つけてお答えいたしますが、人口總数が殖えるに従つて恐らくは就労人口も殖えて参ろうかと思ひます。それから死亡等の原因によつて脱退する者の数等が變らなければ、その辺のところはつまり人口が殖えるに従つて就労人口は殖えて来るというふうなことで、一応残存のこの比率について個々の内訳が變るような大きな變化がなければ、恐らくは長い期間の数字としては變へる必要はないかと思ひますが、ただ平均余命が非常に延びて、つまり老齡層が予想以上に殖えておつたということであれば、当然手をつけなければなりません。つまりフアクターが單純に異動したらずぐに變えなければならぬかというところでございますが、要素に影響があるくらい變りますれば、当然變えて行かなければならぬと思つております。

○委員長(上條愛一君) 本案の質疑は、この程度にいたしまして他に移りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をやめて。

○委員長(上條愛一君) 速記を起し

次に厚生年金保険法案の審査のために労働委員会と連合委員会を開くこととして、日時その他は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 次に社会保障

制度に関する調査の一環として、厚生省定員の改正に関する件を議題といたします。前回に引続き先ず厚生省当局の説明を願ひます。

○説明員(島中順一君) 御説明申上げ

先だつて大体の御説明を申上げました

が、本日お手許にお配りしてござい

ます資料に基づきまして、なお詳細に御

説明いたしたいと思ひます。

組織別定員増減調というのがござい

ますが、これを御覧頂きたいと思ひま

す。そこで、組織別と、次に現在の定

員、それから改正後の定員、差引増

減、現在の定員、今後整理を要する人

員、増減理由という欄を載せてござい

ます。で、その組織に従つて御説明申

上げますと、大臣官房におきまして

は、現在の定員が千五百九十九名でござ

います。それを八十八名減すことにな

つております。それから、公衆衛生

局におきましては、百九十七名の定員

に對しまして十九名の減員でございま

す。それから、医務局につきましては百八十五名の現在定員でございま

て、それを十八名減少しておる。それから、藥務局につきましては、百五十五名のうち十五名を減じ、社会局につきましては九十四名のうち七名減少、児童局は六十四名のうち七名減少、保健局は二百八十六名のうち二十五名の減少、合計しまして、内部部局につきましては二百四十四名のうち百七十六名の減少と相成ります。

次に、附屬機關でございますが、人口問題研究所につきましては四十七名で減少する者がゼロ、それから、国立公衆衛生院は二百二十三名中九名の減少、それから、国立精神衛生研究所につきましては二十九名のうち減少する者はゼロ、それから、国立榮養研究所につきましては、六十名中減少する者が一名、国立予防衛生研究所は四百二十六名中十九名、検疫所は六百三十九名中二十二名の減少。

それから国立病院は、一万四千七百二十三名中八百六十四名の減少でござい

ますが、これは八百六十四名のうち

で、このうち三百八十七名は国立病院

の地方移譲に伴ひます減少でございま

して、岐阜、徳島、下呂、新発田の病院

が府県に移譲になりますので、その定

員が減るわけでありまして、あと四百七

十七名がいわゆる行政整理による減少

ということに相成つております。それ

から次に国立療養所は定員が二万四千

八百九十一名で減少する者が三百二十

九名でございまして、これは療養所関係の百一十一名とそれから精神療養所の五十名、合計百六十一名が今度増員になりますので、それを差引きまして、實際は四百九十名の行政整理のところ増員になる者が百六十一名でござい

ますので、差引きまして三百二十九

名が定員から出る、こういうことに相成つております。それから次に病院管理研究所の四名は定員四名で減少する者がございせん。国立衛生試験所に

つきましては二百五十七名のうち減少する者が十名、国立光明寮は百二十一名で減少する者がございせん。それから国立身体障害者更生指導所は八十二名の定員で減少する者がゼロ、それから国立保護所は百二十名の定員のところ三名減少、それから国立盲研究

所は、このたび新設いたしますので十

名の増員ということに、新規でござい

ます。それから国立教護院は四十五名の定員で減少する者がゼロ、かようにい

たしまして附屬機關では四万一千六百

六十七名の定員につきまして定員減少

となる者が千二百四十七名でござい

ます。

次に、地方支分部局につきましては、

医務出張所が百四十八人中減少する者

が二十三人、それから地区麻薬取締官

事務所につきましては百六十名について七名の減少、以上地方支分部局の合計といたしましては定員三百八十八名で減少する者が三十名でござい

ます。それから四月から引揚護局となり

ました元の引揚護局につきましては

は、定員が千七百七十二名でございま

して、それを減少する者が千五百一名

でございまして、これはこの前御説明申

上げましたように、特に四年計画で順

次縮小して行くという方法をとつてお

ります。

こういたしました定員法に基づきま

す。総計で四万五千八百八十七名のうち

で定員の減少する者が二千九百五十

四名でございまして、このうち先ほど御

説明申しましたように、二千九百五十

四名のうちでいわゆる行政整理によるものが二千七百三十八名、それから国立病院地方移譲に伴うものが三百八十七名、それから新たに増員になりましたものが百七十一名、差引きまして二千九百五十四名ということになります。

それから地方自治法附則八条職員と申しまして、都道府県におります保険課の職員でございますが、これは五千二百七十七名で減少する者が二百十名、かように相成っております。

○堂森芳夫君 お尋ねしますが、国立病院の四百七十七名が実際に整理されるという御説明でしたら、それでよろしいですか。

○説明員(島中順一君) はあ。我々の質疑に対しては減らさないとこのように話でしたが、その通りになっていますか。

○説明員(島中順一君) その通りでございます。

○堂森芳夫君 そうしますと、事務系統の方が整理の対象になっているわけですね。

○説明員(島中順一君) さようでございます。

○堂森芳夫君 そうしました場合、例えば養護婦とかそういう方が対象になるために、看護婦等は看護婦の生徒の諸君が非常な過剰な労働、而もそうした難役などに廻されるという危険はございませんか。それはちよつと内訳わかりましたら……。

○説明員(島中順一君) 四百七十七名の整理する方につきましては、このうちでなお富山、太刀洗の病院は地方委員になりまして、これは行政整理上人数の四百七十七名の内訳として計算

いたしましたので、四百七十七名のうちで三百二十三名だけがいわゆる行政整理でやめるということに相成るわけでございます。これは全体の数から申しますと、大体〇・二割くらいでございます。これは主として事務をやつておる者から落して行くという考えでございます。

○高野一夫君 この定員の問題は特にこの厚生省の問題、我々党内の機関においてもいろいろ研究したのですが、非常に面倒だと思つていますが、この資料では率直に申上げて極めて私は不満なんです。それが厚生省のように特殊技能者が、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦とかそういう人がたくさんいるのに、定員減も全部縮括して出している。そして現定員が幾らと、今あなたが実働人員について説明がなかつたけれども、現定員よりも実働人員が少いのだが、現在実働人員で足りているのかどうかという問題が一つ、それから大抵事務の合理化とか効率化を図つたための減と書いてあるけれども、その辺がどの程度技官と事務系統と区別されてあるかどうか。例えば今度でも結核の病床そのほかいろいろなベットが増加してある。そうした一ベツト当り、ここにお医者さんもたくさんおられるけれども、看護婦なり、医師なりいろいろ現在の定員の基準があるはずだと思つていますが、その増加分はどういうふうな勘案されてあるか。そういう点については何ら触れていない、御説明にない。だからこれはもう少しこの内訳を書いて頂いて、そして例えは病院にいたしましても、そのほかの試験所にしても、特殊技能者の仕事としてはどうも差支えないとか、ある

とかいうようなことの批判が下せなければ、厚生省の行政機構に関する定員の問題はなかなかちよつとどうも相談ができません。これは一応のあなたの見解を聞かして頂きたい。

○説明員(島中順一君) お説のように、厚生省の行政に携わる職員につきましては、技術系統のものと事務系統のものとありまして、この資料ではそういう点がはつきりいたしておりません。これは、誠に恐縮でございますが、整理のいたした方といたしましては、技術系統のものはなるべく整理をしないようにいたしまして、まあ事務を簡素化して、できる範囲の事務系統の職員を主として対象としたしております。その間技術系統につきましてはなるべく整理をしないようにという方針で策定いたしました次第でございます。

○高野一夫君 この特別待命者の官職別の調べが出ておるけれども、これには事務官と技官が区別してあります。事務官七十八名に対して技官が十九名特別待命者になっております。だから成るべくというのとはどの程度なのか、事実そういう特殊技能者の仕事に差障りがないようになつておるかどうかが。私のさつき申上げましたこのいろいろなベツトの増加に関する各医療担当者の増加の分は考慮されておりますか。これは前に質問があつたかどうか知りませんが、私記憶にないからお尋ねしますが、それは増加しないからお尋ねのままで賄つて行く、それで仕事に支障があるかないか、この点のことも見通しを伺つておきます。

○説明員(島中順一君) 特別待命につきましてはこの行政整理とは直接関係

がございませんで、相当古く勤務いたしましたものがいづれやめて行くわけでございますが、そういう人が希望によつてやめて行く場合にそれを認めて行くということでございます。希望しないものを特に整理をして行くということではございません。それから増員の分につきましては、厚生省で予算を定めました基準によりまして、技官についても、事務官についても一定の基準で予算定員を組んでおる次第であります。

○高野一夫君 特別待命者が行政整理に関係がないというお答えは私はおかしいと思つた。これはやめさせるために成るべく隨便に巧みにやめさせ、成るべく人を減すための一つの方法として政府が考えたことはこれは事実なんです。ただやめろと言わないだけの話で、希望者を募つて有利な条件でできるだけやめてもらいたいという一つの方法としてとつたことは事実であつて、人員の行政整理とは何ら関係ないというの、これは違つておる。だからその中で技官が十九名もここに申出があるということは、やはり人員の整理ということと併せて考えて、この人員の配置を考えて行かなければ、これはこれで別だ、ほかの整理するのは別だという考え方は、私は行政整理の一つの方法としてやわらかな方法として出た一つの方法に過ぎないのですよ。

○説明員(島中順一君) 行政整理と関係がないと申しましたのはいささか言い方が間違つておりますが、特別待命は結局希望者を募りまして、やめて行く人は特に良い条件でやめて行つても併しその定員は使つていかな

い。つまりこの次に行いますところの行政整理の今度の定員法が通りましたならば、その内訳として定員から落して行く、こういうことに間違いないのでございます。全然関係がないということとは私の間違ひでございますが、そういうふうで、行政整理のほうはいやでもその定員を落して行く。特別待命のほうには希望者を募つてそのもののその数については定員法改正の場合にそれから落して行く、こういうことでございます。

○高野一夫君 それじゃ、それはそれで結構ですが、ところでこの増減はすべて定員と今度の定員との差異になつておると思つていますが、この現在実員というものの比較はこれを見ればすぐわかるわけですが、厚生省の事は附屬機関を入れて現在の実働人員で事足りておるわけですか。それともこれは我慢してやつておるのかどうか知らんけれども、これで事足りておるならば、これが相当やはり基準になつて考えらるべきものだと私は思うのですが、相当ここに差があります。総額にしても大分一千人そこ／＼がそこ狂いがあつた。これが実働人員が定員より一千人前後少いということが、事務官が少いのか、技官が少いのか知りませんが、これは表がないからわからんけれども、これはどうなんですか。現在としてはやはり定員まで実は欲しいのだが、予算の関係で仕方がないけれども実働人員でこれでやれば現在賄つて間に合つてゐるのだ、こういう状態でしょうか。

○説明員(島中順一君) 欠員につきましては、四万五千八百八十七名の総定員につきまして千七十名の欠員がござ

いまして、これはやめて行く人がありまして、それを補充するのがすぐにはきなかつたりして、一千七十名ぐらゐは欠員ができて行くわけでございますが、これで事が足りているかどうかという点につきましては、実員が多いほうがよろこびますけれど、一千七十名の欠員で行政がやつて行けないという点でもございまして、極力欠員を補充して行かなければならぬと思つています。なお実欠員が千七十名でございますけれども、そのうちで国立病院療養所の看護婦につきましては、現在看護婦の欠員が相当数ございまして、その点は極力補充をして行かないと、看護に十分でないというように考へておるのです。

○高野一夫君 もう一つあります。この資料が欲しいのですが、この定員に對して又現実員に對して事務系統そのほか雑役とか、区別できれば結構ですが、それと特殊技能とか個々についての定員、実働、人員、それをこの項目に従つて区分けしたものができはしませんか。厚生省ではありませんか。それができるならば欲しいのです。

○説明員(島中順一君) 只今持合せておりませんが、作つては差し上げたと思ひます。

○横山フク君 今に關連しておるのでございますが、私が調べたところでは、国立病院と療養所と合体になつてゐるのですが、看護婦の総定員が一萬八千三百三名で、欠員が四千三百五十四名、二四〇、それと看護婦助手が一千四百三十九人、それに雑役婦が二千六十二人で埋合せて、なお且つ八百五十三名足りないという形が出ておるので

ございまして。ですからこの雑役婦は雑役婦という一つのものを作つたらどうなんですか。それを看護婦として埋合ぜをする、定員の中に割り込ませるといふ形はとるべきでないと思ひます。そうして厚生省指定病床ですと二萬一千二百六十ベッドなんです、實際は二萬五千四百ベッドになり、これは三萬七千八百八十ばかりベッドが實際以上にあるという形をとつてゐる。そうして相當数の定員が足りないという形になつてゐる。どなたからか恐らく紹介議員として陳情書が出ておると思ひます。国立病院、国立療養所の職員の増員に關する請願というものが恐らく出てるのじやないかと思ひますが、やはり一律に整理するとか、何とかいう定員を減らすという形でなく、必要に応じてそれを増員する。必要のないところには極力減員するといふ形もあつていいのじやないか。そういう点に對して何かお考えがあるのじやないかと思ひます。

○説明員(島中順一君) 国立病院療養所ににつきましては、実はこの前御説明申上げましたように看護婦に相當数の……、約二〇〇名ぐらゐの欠員がございまして、それはいわゆる病棟雑仕、看護婦助手というやうなものでこれを補つておるやうな実情にございまして、従ひまして厚生省としてはこの病棟雑仕、看護婦助手等につきましては、新しく定員を取つて行つて、そして看護婦は看護婦で補充してやると、こゝろに考へておられます。そこで行政整理につきましては、看護婦の定員は一名も減らさないやうにして行く、こゝろに考へておられます。

○横山フク君 今のお話でわかつたのですが、雑仕婦なんかの新しい定員を取るといふお話ですね。時期としては今増減で整理するときに一番いい時期と思ひますが、そういう定員を殖やすやうな何かものを考へて、一緒に合はせてこちらにお出しになつていらつしやるのでしやうか。

○説明員(島中順一君) 今度の整理におきましては、先ほど申上げましたやうに看護婦は整理しない、それから事務職員を整理するといふことでございますが、この病棟雑仕等につきましては、実は定員を取りたいという方法で進んでおりますけれども、現在のところ今年度の予算におきましてはその定員は確保できなかったでございまして、ただ今後できるだけ速かにこの定員を確保したい、かように思つております。

○横山フク君 御努力になつていらして下すつたのでしやうが、それが認められなかつたといふやうに善意に解釈するより仕方がないと思ひますが、看護婦の定員は殖やさない、これはわかるのでしやうけれども、實際において三千何百のベッドといふものが實際に殖えてゐるので、むしろ定員はこの際殖やす努力をしてもらいたいといふことが一つ、雑役婦の定員を殖やすと同様に、もう一つは定員を實際に減らすといふ形をとらないのはどういふわけにしやうか。定員だけは取つてあるが、殖やすという努力が見えない。相変らず二割四分、二四〇の欠員のままであるといふことはどういふところから來てゐるのですか。

○説明員(島中順一君) 看護婦の補充につきましては極力努力をいたしてお

りますが、一つは、特に療養所等につきましては地理的な条件がよくないという關係とか、或いは又結核療養所等につきましては診療科目が限定されておりますので、いろいろ科目に亘つて技術の習得をするのに不便があるとかといふやうな点、或いは又看護婦養成所を卒業した方もその施設にそのまま採用できなくて、看護婦の自由意思に待たなければならぬといふやうな点、それから看護婦は一年間にやめて行く方も相當数に上つておるといふこと、それから又看護婦の欠員の多い場合に補充の困難なときに入りましたところの、先ほど申しました病棟雑仕婦とか、或いは看護婦助手といふものも、すぐにそういう人々をやめさせてあとを入れるといふこともできないし、そういうことでこの解決といひましては、どうして看護婦の定員を殖やす、獲得して行くといふ方向に進んで行かなければならぬのじやないかといふやうに考へております。

○横山フク君 雑仕婦の定員の件を殖やすなければならぬ、これはわかるのです。併し定員を殖やさないで看護婦の中へ雑仕婦を割込んで、これはわかる欠員があるのです。そして今のお話ですと、その当人たちの希望でわきに

行くと申すけれども、そういうことがないのです。国立病院及び国立療養所の關係の養成所の卒業生は看護婦が二十七年には五百五十名、准看護婦が四百六十五名、二十八年度が六百三十八名、九百四十六名卒業してゐるのです。而も採用されてゐない、そして止むを得ずわきに行つてゐるのです。止むを得ずわきに行つてゐるといふことは当人か

らちやんと告白されてゐる。でございまして、この御答弁は御答弁としては私は一応わかりました。わかりましたと言ふより仕方がないと思ひますが、實際にそういう人が採用されるやうに……、定員がございましては済まないのです、定員があつても、欠員は入るまで置いておかないで、欠員は入れるといふ考へ方で、それはそういう人々を持ちこまなければ、すぐそこに入る人といふのはございまして、待つてゐるのでございまして、そういう方面に御努力して頂きたい。雑役婦や何かは定員外に取つて頂きたい。と同時に、看護婦の定員は、實際にベッドが三千何百殖えてゐるのですから、その定員を殖やしてもらいたい。同時に欠員をいつまでも欠員のまま置いておかないで、採用して頂くやうに御努力願ひたい。この三つを私はお願ひいたします。

○横原亨君 只今承りますと、看護婦の欠員が充足されない理由は、例えば療養所のごときは一つの科であるから、余り技術が習得されないから、そこでそこを勤める希望者が少ないのだといふやうなお話であります。それで、看護婦が余つておられます。それで、如何でございませうか。

○説明員(島中順一君) 療養所以外の国立病院等につきましては欠員がございしますが、結核療養所等については先ほど申しましたやうな關係がありまして、特にほかの施設に比しまして、採用が困難であつた、こゝろに考へてございまして。

○横原亨君 そういったしますと、その他の医療機関においても、看護婦が足

りないということになるわけだと思ふのであります。事実開業医の手許におきましても、同様に看護婦がない、或いは私設の病院においてもやはり看護婦が足りないというような状態であるのでありますから、今国立病院その他の療養所において看護婦が足りないということは、一面においては看護婦それ自身が足りないということが一つと、もう一つは国立病院の経営がやはりうまく行かないから、従つて定員だけ看護婦を雇うことができないのじやありませんか。赤字とかいふような問題とからんで……如何ですか。

○説明員(島中順一君) 看護婦の補充難につきましては、先ほど申しましたような理由がございますが、大体昭和二十八年年度で千八百名、昭和二十九年年度で二千名の養成所からの卒業がございますが、なお看護婦の退職者は、大体その採用して行く者の半数くらいが退職しているような状態でございまして、そこで異動が激しいので、なかなか養成しても、それを補充して行くことが困難だというような実情でござい

ます。それから国立病院、療養所の経営と、それから採用困難ということでございますが、これは定員を取つておきましたならば、その点は別に病院、療養所の経営と関係なく、採用はできるわけでございますが、今言いましたような理由で、なか／＼補充が追いつかないというような実情でございまして、次第に補充をして行きたいというように考えております。

○榎原亨君 私これ以上もういろいろ御質問申し上げますが、一つ医務局ともいへば御相談になりまして、この看護婦の充足という点について総合的な御研究をお願いしたい。○横山フク君 今の人事課長の御答弁、まあ質問やめるつもりであつたのですけれども、重ねて何うというか、御注意申上げたいと思ふのですけれども、看護婦が足りない、總体的に足りない、絶対数が足りないという、何ですか響を与える御答弁は、私は違つてい

と思ふのです。実際において二千五百九十九名というものがあつたら、その人たちは、そこで、附属の養成所を卒業していながら、そのところ採用されないと形をとつてい

ます。でございまして、まだ絶対数が足りていないのはこれは私資料もございまして、いつでもお目にかけます。絶対数は足りているのです。なお養成所の数、それから希望者は実際においては三倍、三・二五倍、そういう希望者がある。併しその人たちは入所ができないのです。養成所に入れないのです。ですから養成所が足りないということはわかるのですが、絶対数が足りない、そういう言葉は結局看護婦の教育程度の低下というほうに持つて行かれる嫌いがござい

ますので、ここでも強くその点の響を与えるような御答弁は、事実と違つていますから、下げて頂きたいと思ひます。○安部キミ子君 私初めてでござい

ますので、よく様子わかつてみせんですが、厚生省所管の総定員で、所管の総定員は何人でござい

ますか。○説明員(島中順一君) お手許の資料の一番終りにござい

ますが、現在の定員が、定員法に基づきますものが四万五千八百八十七名でござい

ます。○安部キミ子君 そうしますと、この定員の数の通りに予算は要求してある

のでござい

ますね、今年度の予算は

この通りに要求してござい

ますのですね。○説明員(島中順一君) これは現在の定員でございまして、今度の予算では、この現在の定員法の改正の定員に

従つておりますので、その次にござい

ますように、四万二千九百三十三名が

予算に上つておるわけであり

ます。○安部キミ子君 それでは昨年度の定員は何名で、予算はどのくらいでござい

ますか。○説明員(島中順一君) 昨年は四万五千八百八十七名で組んでおるわけ

でございます。○安部キミ子君 そうしますと、欠員は、昨年は何名でござい

ましたでし

ょう。○説明員(島中順一君) 欠員はその時期によつて大變異りますが、二十九

年三月二十三日現在では、一千七十七名

ということになっております。○安部キミ子君 そういたしますと、

一千七十七名の予算は今年度、前年度の

予算が余つておるわけ

ですか。○説明員(島中順一君) 予算は大体増

俸、昇給ですが、そういうものの見込

みもござい

ますが、形式的に言へば、この欠員が何月から欠員であつて、い

つそれが埋まつたという関係で、予算

は増減して参りますけれども、少くとも

二十八年度予算のうちで、実員のいな

かつた分だけの数については、予算

は余つておる、こういうこと

でござい

ます。○安部キミ子君 そうしますと、その

余した予算はどうしておられますか。○説明員(島中順一君) それは不用額

○安部半子君 どうも納得行きませ  
んが、一応中止します。

○藤原道子君 私お伺いしたいのでご  
ざいますけれども、医療法で医者も看  
護婦も定員はつきりきまつておる。

ところが三千五百床もベットが増床さ  
れながら、定員を補充しない。そして  
今日までやつて来たというこの理由  
を伺いたい。

○説明員(島中順一君) 御説のように  
医療法によりまして、病院に従事する

職員は定員の基準というものがきまつ  
ておりました。例えば病院につきまし  
て看護婦は病床四病床について一人の  
割合に定員を置くというようにきまつ  
ておるのでございますが、併し医療法の  
施行規則によりまして、結核とか癩と  
かそういう療養所につきましては、  
必ずしもこの定員によらなくてもいい  
ということになっておりまして、そこ  
で例えば結核等につきましては普通は  
四ベットについて看護婦一人というの  
を六ベットについて一人というふう  
にいたしまして予算を組んでおりまし  
て、現在の厚生省の国立病院、療養所  
の定員は大体その線に副つて予算が組  
まれておるようでございます。

○藤原道子君 私その程度のこととは知  
つておるのですが、医療法の問題、看  
護婦のベットについての幾人ぐらいの  
ことは、私も承知もいたしておりまし  
が、併しそれがなされていないという  
こと、それを私は何ておる。それから  
先ほどどなたかの質問に対して又欠  
員があつてもやつて行ける、無理では  
あるけれどもやつて行けるというよう  
なことがあつたと思うのでございま  
す。それは大体において看護婦の、或  
いはその他の労働者の犠牲においてや

つておるのであつて、現在三交替制す  
らもやつて行けないという現状ではご  
ざいませうか。欠員を補充しないので  
やつて行けるということは、働く人の犠  
牲においてやつておる。その無理が結  
局健康を害して、そうして病床に倒れ  
るという結果が随所に起つております  
が、それに対してあなたはどういうふ  
うにお考えになりますか。

○説明員(島中順一君) 医療法と定員  
の関係は先ほど申しましたように例外  
規定もございまして、現在の定員が  
つきましてはその基準によつて定員が  
組まれておるということができると思  
います。ただ、看護婦の欠員がござ  
いまして、これにつきましては先ほど  
言いましたように、いわゆる代用看護  
婦のようなものを採用してやつておる  
という点で、必ずしもその点が十分で  
ないというところはさう言われると思  
います。これにつきましては先ほど申上  
げましたように、できるだけ早くそう  
いつた病棟雑仕婦等の定員を取りまし  
て、看護婦は看護婦で充実に行くこ  
ういうふうにいたしたいと考えておりま  
す。

○藤原道子君 真剣な質問でございま  
すから、ごまかしの答弁はやめて欲し  
いのです。看護婦の定員の中へ雑役婦  
が入つておるのじやございせんか。  
看護婦がいなければ、欠員があるからそ  
ういうもので賄つておるということでは  
なくて、結局看護婦の定員の中に雑  
役婦が食い込んでおる、それだけ看護  
婦は足りないのです。それでいいとお  
考えでしようか。看護婦が足りないけ  
れば、看護助手であるとか病棟雑役婦で  
賄うから差支えないと言えとおつし  
やるけれども、それなら看護婦という

ものの資格はどうあつてもいいという  
ことになるのじやございせんか、一  
体それはさういうふうにお考えでござ  
いますか。

○説明員(島中順一君) 私申し上げま  
したのは、定員につきましては……

○藤原道子君 看護婦の定員の中に雑  
役が入つておるから、現実においても  
看護婦の定員は足りないということ  
を言つておるのです。

○説明員(島中順一君) 実人員につ  
きましては先ほど申しましたように看護婦の定員に  
欠員があるので、それにいわゆる病棟  
雑仕婦のようなものを採用してござ  
います。この点は看護の完望を期する  
という点から見ると十分でございま  
すので、できるだけ速かに補充をし  
て行きたい、こういうふうにお考えま  
す。

○藤原道子君 先ほどそのために、看  
護婦を看護業務に専念させるために雑  
役の定員を取ろう、併し今年度は不可  
能であつたというふうにお答えがあつ  
たと思いますが、それならば雑役は何  
名ぐらいを適当と認めてさうして交渉  
されたのであるか、こういう点をお伺  
いたしたい。

○説明員(島中順一君) 病棟雑仕婦、  
看護婦助手等につきましては、大体二  
千九百名のものを採用しておりますの  
で、これを定員化すように交渉をいた  
したわけでございます。

○藤原道子君 それでは私不満足なの  
です。定員をここに新しく規定する  
わけでございますから、やはり病院に  
おいては四ベットに看護婦が一人、療  
養所では六ベットに看護婦が一人とい  
うような規定があるように、雑役婦も  
何ベットに一人とか、何病棟に幾人と

いうような組立て方ではなければなら  
ないのでございませうか、それをどう  
にお考えでございませうか。

○説明員(島中順一君) 病棟雑仕婦等  
の患者に対する率につきましては、私  
その点よくわかりませんので……

○藤原道子君 それではいづれその点  
は医務局長その他にお伺いするとい  
つて、看護婦が療養所等において  
足りないというふうなことを、いつも  
看護婦が足りないから欠員があるのだ  
というふうな御答弁で、私も横山委員  
と同じように不満足なんです。看護婦  
が現在それほど足りない、結局備  
在しておる。都会においては看護婦は  
そんなに足りない現状でございま  
す。従つて看護婦が偏在するために  
いう現象が現れておるのでございま  
す。この偏在の原因をどう解決して行  
かれないとどうしておいでになるか、それ  
に対してどういう対策をお立てになつ  
ておるか。このままで行つたならば、  
結局僻地の看護婦の充足はなか／＼困  
難だと思ひます。幾く看護婦の定員  
が余つて来ても、僻地の看護婦は困  
難だと思ひます。さういうふうな点に  
対してはどうしておいでになるか、充足  
をどうして行こうとしておられるかと  
いう点を伺いたい。

○説明員(島中順一君) 私その点につ  
きまして確信のある御説明ができませ  
んが、結局療養所の地理的条件の悪い  
のは、一つには御承知の地域給などの  
問題がございまして、この問題につ  
いては人事院でもいろいろ検討してお  
るようでございますが、結局は待遇の問  
題に帰するかと思ひますが、そのほか  
どういふ対策があるかと申されまし

ても、私その点ちよつと確答はできま  
せん。

○藤原道子君 それも又後日に譲ると  
いたしまして、更にお伺いしておき  
たいと存じますのは、今の欠員は全部充  
足した上において今度の新しい定員  
なお立てになるのではありませんか。欠員は  
欠員のままでおやりになるわけじやな  
いでしょうか。欠員を全部充足して、  
それを定員としてその中から幾らとい  
うふうにお定めになる方針でございま  
しょうね、それをお伺いしたい。

○説明員(島中順一君) 病院、療養所  
の欠員につきましては先ほど申し上げ  
したように、看護婦につきましては  
それ／＼欠員がございまして、これは  
まあ病棟雑仕婦等で補つてございま  
す。が、名目上の欠員といたしましては比  
較的少いのでございまして、国立療養  
所につきましては四百一名、国立病院  
が七十二名ということになつてござ  
います。それで新しい定員との関係で  
ございまして、欠員はすべて充足して  
発足したい、こういうふうにお考え  
をいたします。なお、今後整理すべき致に  
つきましては、欠員は本省につきまし  
ては配置転換等がかなりございまして、  
病院等は先ほど申し上げましたように、  
看護婦の欠員が結局多いわけございま  
すから、欠員は欠員で定員の中から落  
さずに、欠員は新規補充して行くと、  
こういう方針で進みたいと思つてお  
ります。

○藤原道子君 看護婦は整理されな  
いといまして、そこに働いておる雑  
役婦等に整理の手が伸びるのじやな  
いのですか。

○説明員(島中順一君) できるだけ事

務職員の中から整理をして行きたいという方針でございます。

○藤原道子君 事務職員の中から整理をするということでございますが、今でも国立病院とか療養所等は非常にみんな地理的に言つても、或いは病院の設備等においても非常に無理なところ、働いておられるのでございますから、この点については本省におられる事務職員と同じような考え方で私は整理の対象にされるということについては反対でございますので、そういう点十分お考えになつて頂かなければならないと思います。私一人質問を続けてもいいかと思ひますからこの程度で……

○安部キミ子君 それではこれは希望なんです、今も考えてみますと、どう思つても前年度千数千人の欠員をそのままにして又新年度発足したというふうな形になると、私は非常に人事行政としてはまずいし、又そういうことが同じ各省でも行われているから当然だといふふうなお答えでは、私はそれは詭弁に過ぎないと思ひます。そういう答弁では、私はあなたはその責務を全うされた立派な行政官とは言えないのじやないかと思ひます。そういう意味から来年度の三月の末はこのようなまずい、而も当然厚生省に与えられた定員に対する権利を放棄するようになまずい人事行政をなさらないで、立派にフルに活かしてもらうようなことを私はあなたにお願いしておきます、この定員はいろいろ各個人の皆様方の御希望もありましたから、十分御聴取されて希望に副つてもらいたいと思ひます。これは希望でございます。

○藤原道子君 質問やめますと申しましたが、もう一点伺いたいです。検査所の整理がここに出ておるのでございますが、六百三十九名の定員で結局完全な検査の業務が行われておるかどうか。そうして更に最近における情勢等から見まして、もつと検査陣営を強化しなければならぬのではないのか。今は非常に過重労働をしておられるやに聞いておるのでございますが、これを二十二名減員をされましたか。整理というものはその仕事に支障を来すか来さないかという点から考えられなければならないので、画一的な整理ということは行き過ぎだと思ひますのでございますが、これに對してどのようにお考えでございますか。

○説明員(島中順一君) 説のよう、検査所につきましては非常に仕事も困難で、且つ多いのでございまして、できるだけ定員を削減したくないのでございまして、ここに挙げました二十二名は事務の簡素化等によりまして、各施設でございまして、減員できる数を出したのでございまして、ほかの施設等と比較しますれば、検査所については行政整理は極めて低率にいたしましたつもりでございます。

○藤原道子君 不満足でございます。次回に質問を延したいと思ひます。

○堂森芳夫君 この数字のことですが、「地方支分部局計」そこに現定員三百八名ですね、そして改正後の定員が百七十八名、現在定員が三百二名、三百二名から百七十八名になるの、三十名だけ減というのはどういうことなんですか。

○説明員(島中順一君) 大変失礼申し上げます。ミスプリントでございますが、二百七十八人でございます。

○堂森芳夫君 めちゃくちゃだ、こんな資料になつてないですよ。

○委員長(上條愛一君) それでは、これは定員法とは直接関係ないのです、人事課長か総務課長か知りませんが、ちよつと一点だけ伺ひたいのでございますが、それは学生インターンの学生定期券の問題ですが、これは今年から学生インターンに対しては厚生省と国鉄と申合せで、学生定期が購入できないという事になつたという事ですが、それは事実でございまいしょうか。

○政府委員(曾田長宗君) インターンの問題につきましては、いわゆる定員法による定員とは当然見られないのであります。この通勤いたします場合の定期というのにつきましては、職員に準ずるものとして取扱を受けるわけにいかないかということ、国鉄及び東京で言いますならば、都電或いは私鉄というところ、個々に折衝をいたしておるのであります。この都電のごときにおきましては、これは職員に準ずるものとして定期を発行するという賛成を得ておるわけでありまして、それに対して、国鉄においては職員と認めるといふことについて、地方鉄道局によりまして、どうも取扱が一致しておらんというふうな事情がありまして、各地から報告も参つておりますので、只今国鉄のほうといろいろ折衝いたしまして、大体職員に準ずる者として取扱願ひ願ひということが話がまとまるものと私も考へておるわけでありまして、なお、今御説明申上げました中に、ちよつと説明の不備がございました。今の都電におきましては、これは職員パスだけでは

ございまして、いわゆる通学パスも認めようということ承認を得ておりますから、そのことを附加します。

○委員長(上條愛一君) これは従来学生定期が買われておつたのを、今年からこれが中止されるということには、何か特殊の事情があるかどうかと思ひますが、今おつしやるように、これが復活できるということであれば異議がないですが、予算から見ても学生インターンの待遇というものは極めて低劣であつて、非常に学生インターンが弱りになつておることは御承知の通りだと思ひます。従つてその上に学生定期が買われぬということになると、なお一層生活難に陥ると思ひますので、この点は努めて従来通りに学生定期が手に入るように御努力願ひたいと思ひます。よろしく願ひます。

○榎原亨君 只今の問題につきましては、幾分今年の予算でインターンの優遇ということが実現されたやうであります。今、この問題と差引き結局今までの同じやうな陳情が来てるのであります。従ひましてこの点につきましては、特に厚生省も御努力下すつておると思ひますが、当委員会から運輸委員会にも一つ何分の御連絡をお願いしたらどうかと思ひますから、ちよつと……

○委員長(上條愛一君) それはさう取計つてよろしくございまいしょうか。

○委員長(上條愛一君) それじや委員会からも運輸委員会に、そのように申入れをすることにいたします。(異議なしと呼ぶ者あり) それでは本件につ

いてはこの程度にいたしました。次に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思ひます。

○竹中勝男君 ちよつと速記を……

○委員長(上條愛一君) 速記をとめて……

○委員長(上條愛一君) それでは速記を始めて下さい。

次に医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。発議者から提案理由の説明を願ひます。

○有馬英一君 それでは、発議者の一人といたしまして、私から議案の提案理由を御説明申し上げます。

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)は占領当時制定せられたものでありまして昭和三十年一月一日から実施することが定められてありますが、果して我が国の現状において完全医療分業制度が支障なく実施できるか否かはこの際、再検討を要する問題であります。

即ちその実施上の問題点は大体二つに要約することができるのであります。その一つは、この法律を実施するには、その制定当時、実施の前提条件としてあげられた条件が果して現在整えられているか、どうかという点であります。他の一つは、この法律の実施が我が国の現状において国民生活に如何なる影響を及ぼすかということであり

前段の問題点である実施の前提条件は医療分業実施に適応した新しい合理的な医療費体系を確立するというものであります。然るに、この条件は現在まだ何ら具体的に実現しておらないのであります。この事実は今国会の衆議院厚生委員会の質疑応答によつても明らかであります。これらは今後更に十分なる検討が国会においても行われなければならない基本条件であります。

第二の問題点たる国民生活に及ぼす影響につきましては、大略しますと次の通りになるのであります。一、医療費負担の国民経済に及ぼす影響（特に社会保険経済に及ぼす影響）、二、国民の便、不便に対する影響、一、疾病治療に対する影響、これらの点につきましても、国民各界の意見、特に医師、薬剤師の側における意見は必ずしも一致しておりませんので、今後十分なる検討を要するわけであります。

かくのごとく、今日の実情においては、この法律に規定されておる実施の期日たる昭和三十年一月一日という期日については、未だ十分なる見通しと確信とを得ることができませんので、一応これを別に法律に定める日と改正し、この法律実施につき、その前提となるべき諸条件を十分検討し、国民の保健と福祉の向上のために適正なる結論を得たる上、法律をもつて実施の期日を定めんとするものであります。

以上が本法律案提出の提案理由であります。何とぞ慎重御審議のあらんことをお願いする次第であります。

○委員長（上條愛一君） 本案の質疑は、次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会

四月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、船員保険法の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は三月三十一日）

一、厚生年金保険及び船員保険交渉法案

（予備審査のための付託は四月八日）

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局